

相続税申告・ 相続手続き支援



相続で大事なことは遺産の分割や相続税の申告・納付だけではありません。相続した遺産の管理や処分も考える必要があり、その手続きは煩雑で多岐に渡ります。

太陽グラントソントン税理士法人では、国内・国外にわたる相続財産の評価から相続税・所得税申告書の作成、遺産分割および納税に関するコンサルティング、税務調査対応まで包括的にサポートします。

お客様のニーズを正確にくみ取り、オーダーメイドのご提案をいたします。

相続手続きスケジュール

相続税の申告書は、被相続人の死亡(相続の開始)を知った日の翌日から10カ月以内に提出しなければなりません。



相続とは？

亡くなった方（被相続人）の財産をその方の配偶者や子供など（相続人）に引き継ぐことです。相続人が相続する財産のことを相続財産と言い、この相続財産の総額が一定額（相続税の基礎控除額※）以上の場合に相続税が課されます。

※相続税の基礎控除額 **3,000万円 + (法定相続人の数 × 600万円)**

したがって、被相続人が持っていた財産のうち、どの財産が相続税の計算対象となり、その財産はいくらで、相続税はいくらになるのかを把握することが大切です。

サービス内容



1. 相続税

- 相続人確定手続きサポート（国内・国外を含めた相続人の確定）
- 相続財産の内容の確認・資料収集（洗い出し）
- 相続財産の評価
- 遺産分割協議書の作成サポート
- 遺産分割および納税に関するコンサルティング（1次相続・2次相続を踏まえた税額シミュレーションの提示など）
- 相続税申告書の作成
- 不動産、預貯金等の名義変更サポート
- 延納申請、物納申請等の税務申請書の作成
- 税務調査の対応、税務訴訟サポート



2. 所得税

- 被相続人の所得税準確定申告書の作成
相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に被相続人の最後の所得税申告を行います。被相続人が事業を営んでいたケースや不動産収入があったケースでは特に留意する必要があります。
- 換価を行った相続人の（譲渡）所得税申告書・税務届出書の作成
遺産分割において相続財産である不動産や株式を売却して金銭で分けた場合、相続人に譲渡所得が発生する可能性があります。この場合には、売却した日の翌年3月15日までに相続人は所得税申告を行います。



税務・法務（提携法律事務所、提携司法書士事務所）の専門知識を駆使し、被相続人や相続人の状況および所有財産の状況などに合わせた最適なお相続が実現できるよう、きめ細やかな対策のご提案をいたします。

相続税申告・相続手続き支援に関するお問い合わせ

太陽 Grant Thornton 税理士法人

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー 19階 | 03-5770-8822 | tax-info@jp.gt.com

www.grantthornton.jp/aboutus/tax



大石 早苗

080-3728-8620
sanae.oishi@jp.gt.com

金三津 博

080-4834-0572
hiroshi.kanemitsu@jp.gt.com

田代 セツ子

080-3523-3351
setsuko.tashiro@jp.gt.com



www.grantthornton.jp

© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved. "Grant Thornton" refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Japan is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.